

## インフルエンザ出席停止期間について（訂正）

H24年7月9日（月）

中野西高校 保健係

インフルエンザの出席停止期間について確認をお願いします。  
受診して処方される薬の効果もあり、すぐに解熱するケースが多くなりました。しかし、報道されている通り、発症してからの期間がある程度経過しないと、まだ感染力（他者をインフルエンザに感染させる能力）はあると言われていています。出席停止期間を必ず守っていただきますようお願いいたします。

出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」です。

（\*この基準は、今年度4月1日から変更になりました）

例) ある生徒の場合

1月14日 発熱

1月14日を「発症日」とみなします。

1月15日 受診

「インフルエンザ」と診断される

薬が処方され、平熱に下がり、そのまま発熱は見られず。

1月16日 朝から夜まで発熱なし。

1月15日を「解熱日」とみなします。

1月17日

一度平熱に下がった後も、引き続き、発熱していないかの観察をご家庭でお願いします

1月18日

この3日間は自宅で療養してください。

1月19日

\*解熱した後2日経過するのは17日になりますが、

発症した後5日経過するのは19日となるので、19日までが療養を要する期間とみなします。

1月20日 「治癒報告書」を学校に提出して「登校許可」となります。

なお、主治医から「療養を要する期間」について指導を受けている場合は、「治癒報告書」に記入していただき、その指示に従ってください。